

桑名市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 1 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市条例第34号

桑名市手数料条例の一部を改正する条例

(桑名市手数料条例の一部改正)

第 1 条 桑名市手数料条例（平成16年桑名市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「場合 200円」を「交付 1 件につき 10円」に改め、同条第11号中「（多機能端末機による場合 200円）」を削り、同条第14号中「多機能端末機による場合 200円」を「桑名市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 2 年桑名市条例第38号）第 3 条に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）による申請に対する交付の場合にあっては、1 件につき200円、多機能端末機による交付の場合にあっては、1 件につき10円」に改める。

別表第 1 中「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1 通につき 450円
-----------------------	-------------

」を「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	窓口における交付 1 通につき 450円
	電子情報処理組織による申請に 対する交付 1 通につき 450円
	多機能端末機による交付 1 通に つき 10円

」に改める。

別表第 2 中「

住民票、戸籍の附票、除票及び戸籍の附票の除票の写し	1 件につき 300円（多機能端末機及び 桑名市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例（令和 2 年桑名市条例 第38号）第 3 条に規定する電子情報処理 組織による場合（住民票の写しの交付に 限る。） 200円）
---------------------------	--

」を「

住民票の写し	窓口における交付 1 通につき 300円
	電子情報処理組織による申請に対する 交付 1 通につき 200円
	多機能端末機による交付 1 通につき 10円
戸籍の附票の写し	窓口における交付 1 通につき 300円
	電子情報処理組織による申請に対する 交付 1 通につき 300円
	多機能端末機による交付 1 通につき 10円
除票及び戸籍の附票の除票の写し	1 通につき 300円

」に改め、同表住民票及び除票の記載事項証明の項中「1 件」を「1 通」に改める。

第 2 条 桑名市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「10円」を「200円」に改め、同条第14号中「の場合にあっては、1 件につき200円、多機能端末機による交付の場合にあっては、1 件につき10円」を「及び多機能端末機による交付の場合 1 件につき 200円」に改める。

別表第 1 の表中「10円」を「450円」に改める。

別表第 2 の表中「10円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年11月1日から施行する。